

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成26年 3月28日

規則第4号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通行障害建築物の要件の特例)

第2条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2項第2号に規定する地盤面をいう。）が前面道路の路面の中心より低い位置にある場合とする。

2 省令第4条の規則で定める距離は、政令第4条第1号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離に、前項の地盤面から同項の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断結果報告書の添付書類)

第3条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 建築物の耐震診断について、法第4条第2項第3号に掲げる技術上の指針となるべき事項に基づき、知事が別に定めるものが判定した結果を記載した書類（以下「判定書」という。）の写し又はこれに類する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項第1号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(建築物の耐震改修計画認定申請書の添付書類)

第4条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第14条第1号に掲げる建築物については、判定書の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書の添付書類)

第5条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 申請書に省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項各号に掲げる建築物の認定の申請に係る場合に限る。） 次に掲げる書類

- ア 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により交付を受けた確認済証の写し及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3（同令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認申請書（耐震関係規定に関する部分に限る。）のとおり工事が実施されたことを証する書類
 - イ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書に省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合（建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物の認定の申請に係る場合を除く。） 知事が必要と認める書類
- (3) 申請書に省令第33条第1項第2号に掲げる図書を添付する場合 次に掲げる書類
- ア 知事が別に定めるところにより作成された付近見取図、配置図及び各階平面図
 - イ その他知事が必要と認める書類
- 2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 新築等の工事（新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をいう。以下同じ。）の着手が昭和56年6月1日以後である建築物に係る認定を申請する場合 次に掲げる書類
- ア 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認又は同法第18条第3項の規定による審査を受けたときは、前項第1号アに掲げる書類又はこれらに類する書類
 - イ 前項第3号アに掲げる書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 新築等の工事の着手が昭和56年6月1日前である建築物に係る認定を申請する場合 次に掲げる書類
- ア 第2条第1項第1号に掲げる書類
 - イ 耐震改修を行ったときは、法第17条第1項の耐震改修の計画（同条第2項第3号に掲げる事項に限る。）のとおり耐震改修が実施されたことを証する書類又はこれに類する書類
 - ウ 前項第3号アに掲げる書類
 - エ その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項第2号アに掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 4 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第1項第3号アに掲げる書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 5 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合において、第2条第1項第1号に規定する書類を添付するときには、省令第33条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添付することを要しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月27日規則第4号）

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第20号）
この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。